

一般競争入札の実施について

下記のとおり一般競争入札を実施するので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告する。

令和7年10月22日

精華町長 杉 浦 正 省

1. 概要

- (1) 案 件 名 令和7年度 給与支払報告書等データ入力業務委託
- (2) 履 行 場 所 精華町役場
- (3) 内 容 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の内容のデータ化
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日
- (5) 発注担当課 住民部 税務課
- (6) 入 札 方 式 紙入札

2. 入札参加資格要件等

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ. 令和7・8年度精華町物品役務競争入札参加資格の登録業者であること。
- ウ. 本一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という）等の提出期限から入札執行の日までの期間に、精華町または京都府の指名停止措置を受けていないこと。
- エ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークまたは ISO27001（ISMS）の資格を認証取得していること。
- オ. 過去5年以内に2か年度以上、当該業務と同内容の契約を国または地方公共団体と締結し、かつ、誠実に履行したものであること。
- カ. 入力専用端末機で入力作業を行い、成果品を作成することができること。
- キ. 入力業務は自社内で行い、受託中に臨時で行う実地調査に応じられること。

3. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から本契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

4. 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード若しくは下記により交付します。

ア. 交付期間 令和7年10月22日(水)から令和7年11月5日(水)まで
(午前9時から午後4時まで。正午から午後1時までを除く。)

イ. 交付場所 精華町役場 住民部 税務課

ウ. 入手費用 無料

(2) 入札参加申請書等の作成

作成説明会は実施しない。

(3) 入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和7年11月4日(火)及び11月5日(水)の2日間
(午前9時から午後4時まで。正午から午後1時までを除く。)

イ. 受付場所 精華町役場 住民部 税務課

ウ. 提出書類

①一般競争入札参加申請書

②令和7・8年度物品役務に係る入札参加資格審査申請受付書の写し

③入札参加申請書の提出時点において、プライバシーマークまたはISO27001(ISMS)
の資格を認証取得していることが確認できるものの写し

④過去5年以内に当該業務と同内容の契約を国または地方公共団体に受託した時の
契約書の写し(2か年度分)

エ. 提出部数 提出書類①～④各1部

オ. その他 入札参加申請書等は持参することとし、郵送又はファクシミリ等によるものは
受け付けない。

5. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1) 入札方法

本案件の入札参加者出席の下で、入札書の提出により執行する。

(2) 入札予定日時

令和7年11月21日(金) 午後2時00分より

(3) 入札場所

精華町役場 3階 入札室

(4) 入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格の設定 無

エ. 入札及び契約等の事務取扱については、精華町契約規則、精華町工事等競争入札心得、法令その他の定めるところにより行う。

オ. 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により税務課へ届けること。

カ. 入札会場への入場は、1業者1名とし、出席者名簿と同じ番号の座席に着席すること。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。

委任状の様式は、精華町工事等競争入札心得(様式1)を参考とする。

- キ. 入札金額の積算根拠を明確にするため、入札執行時に「本業務内訳書」の提出を求める場合がある。なお、落札候補者については、入札執行時に前述の内訳書の提出を求める。
- ク. 落札者は、落札決定通知書を受けた後、指定した日までに契約書を作成しなければならない。
- ケ. 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。
- コ. 入札書の様式は、精華町工事等競争入札心得（様式2）を参考とする。
- サ. 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。また、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
入札書に記載する金額は、内訳書の合計金額（消費税相当額を除く合計金額）を超えないこと。
- シ. 内訳書の様式は自由とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付する金抜設計書の項目に一致（仕訳表は不要）させること。
内訳書には、案件名、社名、代表者名を記載し、代表者印を押印のこと。
- ス. 質問等について、入札参加申請書及び資格確認資料に関する質問は、電話等による問い合わせを随時受け付ける。（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
設計図書等に関する質問については、別記様式に記入し、当該公告に示す期限までに提出（郵送または持参）すること。（電話等口頭によるものは受け付けない。）
設計図書等に関する質問の回答については、入札参加予定者に電子メールまたはファクシミリにより回答します。

質問の受付：令和7年11月18日（火）正午まで

質問の回答：令和7年11月19日（水）までに回答します。

（5）入札の無効及び失格に関する事項

- ア. 入札に参加する資格のない者の行った入札。
- イ. 申請書等に虚偽の記載した者や提出しなかった者の行った入札。
- ウ. 記名押印のない入札。
- エ. 金額、氏名、その他重要な部分の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。
- オ. 内訳書の提出が必要な入札案件においては、開札の日時において有効な内訳書を提出しなかった入札及び内訳書の記載がない入札。
- カ. 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者の行った入札。
- キ. 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札。
- ク. 予定価格が事前公表された入札においては、予定価格を超える価格での入札。
- ケ. 最低制限価格の設定がある場合は、最低制限価格未満の価格での入札。
- コ. 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の入札。
- サ. その他、入札に関する条件に違反した者の入札。

6. その他

- (1) 設計図書等については、公告の日から精華町役場住民部税務課にて閲覧できる。
- (2) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有するものではない。
- (3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該案件の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置等を行うことがある。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 予定価格に対して、著しく低い金額で応札が行われた場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定されている不当廉売の疑いがあるものとして、公正取引委員会に報告することがある。
- (8) 入札金額欄に記載した金額と入札金額内訳欄に記載した金額が一致しない場合は、当該入札は無効となることがあるので、留意すること。
- (9) 入札参加者が1者のみの場合は入札を取り止めることとする。
- (10) 無効又は失格の入札をした者は再度入札に参加できない。

(問い合わせ先)

精華町役場 住民部 税務課

電話番号 (0774) 95-1916

FAX番号 (0774) 95-3974

メールアドレス zeimu@town.seika.lg.jp